○第一種貯蔵所位置等変更許可申請（一般則、液石則）

根拠法令

・法第１９条第１項　　一般則第２７条
　　液石則第２８条

適　　用

・第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をする場合

必要書類

１．第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
（一般則様式第１０、液石則様式第１０）
２．変更明細書
（１）貯蔵の目的を記載した書面
（２）法第１６条第２項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
（３）移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
（４）貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
（添付すべき書面及び図面）
①事業所全体平面図
②貯蔵設備等のフローシート又は配管図
③高圧ガス貯蔵所配置図
④機器等一覧表
⑤貯蔵能力の計算書
⑥貯蔵設備等（大臣認定品を除く）の強度計算書
⑦耐震設計構造物に係る計算書
⑧貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
３．上記①～⑧に掲げるもののほか、貯蔵所に応じて、法第１６条第２項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
４．申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）